

蟹江町下水道事業経営戦略

令和 5 (2023) 年度～令和 14 (2032) 年度



令和 5 年 3 月

愛知県蟹江町

目次

第1章 経営戦略の概要	1
1-1. 経営戦略見直しの趣旨.....	1
1-2. 計画期間.....	1
1-3. 経営戦略見直しの経緯.....	2
第2章 蟹江町下水道事業の概要	3
2-1. 蟹江町の概要.....	3
2-2. 公共下水道事業の概要.....	3
2-3. 経営比較分析表を活用した現状分析.....	7
第3章 将来の事業環境	15
3-1. 行政区域内人口と処理区域内人口の予測.....	15
3-2. 有収水量の予測.....	17
3-3. 使用料収入と水洗化率の見通し.....	18
3-4. 施設の見通し.....	18
3-5. 組織の見通し.....	18
第4章 経営の基本方針	19
4-1. 公共下水道の役割.....	19
4-2. 経営戦略における基本方針.....	19
第5章 投資・財政計画(収支計画)	20
5-1. 投資・財政計画(収支計画).....	20
5-2. 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明.....	21
5-3. 投資・財政計画(収支計画)のポイント.....	23
5-4. 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の概要.....	28
第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	30
6-1. 事後検証、改定等に関する事項.....	30
6-2. 経費回収率の向上に向けたロードマップ.....	31

【巻末資料】

用語解説

経営比較分析表（令和2(2020)年度決算）

第1章 経営戦略の概要

1-1. 経営戦略見直しの趣旨

本町の下水道処理人口普及率（本町の人口のうち下水道を利用することができる住民の割合）は、令和3(2021)年度末で64.8%となっており、全国や愛知県の平均を下回る低い水準にあります。これは、流域関連公共下水道事業として平成21(2009)年度末から供用開始しており、経過年数が浅いことによります。

こうしたことから、公共用水域の水質保全を目指して、早期に下水道施設の未普及地域の解消を推進していくことが求められています。

一方で、近年の下水道事業を取り巻く環境が厳しく、人口減少や節水機器の普及等により将来的に下水道使用料収入は減少傾向をたどり、経営環境がより厳しくなることが予想されます。

このような状況の中、将来にわたって安定的に事業を継続していくために、平成30(2018)年3月に「蟹江町下水道経営戦略」を策定しました。

現在、策定から5年が経過したことから、これまでの取組を評価するとともに、この間、新たに策定した「蟹江町汚水適正処理構想」、「蟹江町下水道ストックマネジメント計画」に基づく投資計画の反映や、様々な社会情勢の変化に伴う財政計画の見直し等を踏まえた実効性のある計画とするため、本経営戦略を見直すこととしました。

1-2. 計画期間

経営戦略の計画期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。

また、長期目標を設定するために、複数の検討パターンによる可能な限り長期間の将来試算（令和5(2023)年度から令和54(2072)年度までの50年間）を行います。

計画期間：令和5(2023)年度～令和14(2032)年度

試算期間：令和5(2023)年度～令和54(2072)年度

1-3. 経営戦略見直しの経緯

下水道事業を将来にわたって安定的に継続していくためには、実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化することが必要となります。

そのため、総務省は「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」を開催し、公営企業のあり方について検討を行い、その結果である報告書を平成26(2014)年3月にまとめられました。

その後、平成28(2016)年1月に「経営戦略策定ガイドライン」が策定され、平成31(2019)年3月には「経営戦略の策定・改定の更なる推進について」の通達により、策定済みの「経営戦略」についてPDCAサイクルを通じて質を向上させるため「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」が公表されました。

さらに、令和4(2022)年1月「経営戦略の改定推進について」では、質を向上させるための取組として、人口減少や物価上昇等を反映した経営戦略の見直しを令和7(2025)年度までにするように要請している。

公営企業の経営に当たっての留意事項について

平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号、
総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知。



「経営戦略」の策定推進について

平成28年1月26日付け総財公第10号、総財営第2号、総財準第4号、
総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知。



「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について

平成31年3月29日付け総財公第45号、総財営第34号、総財準第52号、
総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知。

- ・ 経営戦略策定・改定ガイドライン
- ・ 経営戦略策定・改定マニュアル



「経営戦略」の改定推進について

令和4年1月25日付け総財公第6号、総財営第1号、総財準第2号、
総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知。

- ・ 質を高めるための取組
- ・ 経営戦略の改定に係る支援措置
- ・ 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置

図1 経営戦略策定に関する国の動き

第2章 蟹江町下水道事業の概要

2-1. 蟹江町の概要

蟹江町は、愛知県西南部に位置し、東は名古屋市、北は津島市、あま市、西は愛西市、南は弥富市に接しており、蟹江川・日光川・福田川が南北に流れ、それぞれが伊勢湾に注いでいます。

行政総面積の11.09km²全域が海拔ゼロメートル地帯であり、大小の河川面積が総面積の5分の1を占めています。名古屋市の西側に隣接し、名古屋駅まで町中央部を東西に走る近鉄名古屋線及びJR関西本線で10分足らずと、交通便利のいい地域であります。

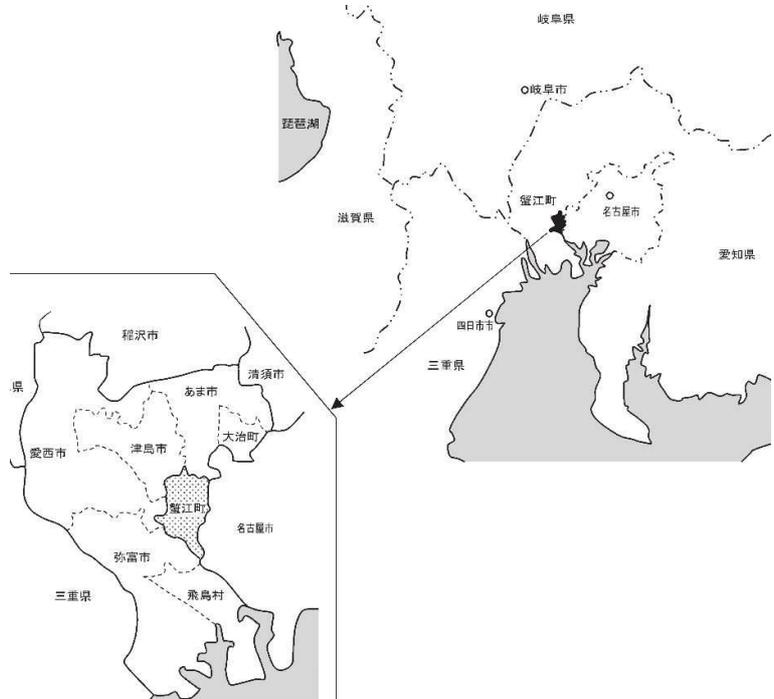


図2 本町の位置図

2-2. 公共下水道事業の概要

(1) 事業の現況

本町の公共下水道事業は、平成14(2002)年度から日光川下流流域関連公共下水道として事業に着手し、平成21(2009)年度末の供用開始以降、今日まで鋭意事業の進捗に努めています。令和3(2021)年度末時点において、下水道計画区域669.0haのうち317.1haの区域で管きょ整備が完了しています。市街化区域では、下水道計画区域415.0haのうち76%の区域で管きょ整備が完了していますが、市街化調整区域では管きょ整備が進んでいない状況であります。また、令和3(2021)年度末における管きょ未整備の区域は351.9haであり、今後も汚水処理の普及に向けて管きょ整備に努めるものとしています。

整備方針図として汚水適正処理構想図を次頁の図3に示します。

表1 公共下水道の整備状況 (令和3(2021)年度)

	市街化区域	市街化調整区域	合計
下水道計画区域	415.0 (100%)	254.0 (100%)	669.0※ (100%)
整備済区域	317.1 (76%)	0.0 (0%)	317.1 (47%)
未整備区域	97.9 (24%)	254.0 (100%)	351.9 (53%)

※近鉄富吉駅南地区土地区画整理事業に伴い、下水道計画区域を9.1ha拡大する予定です。

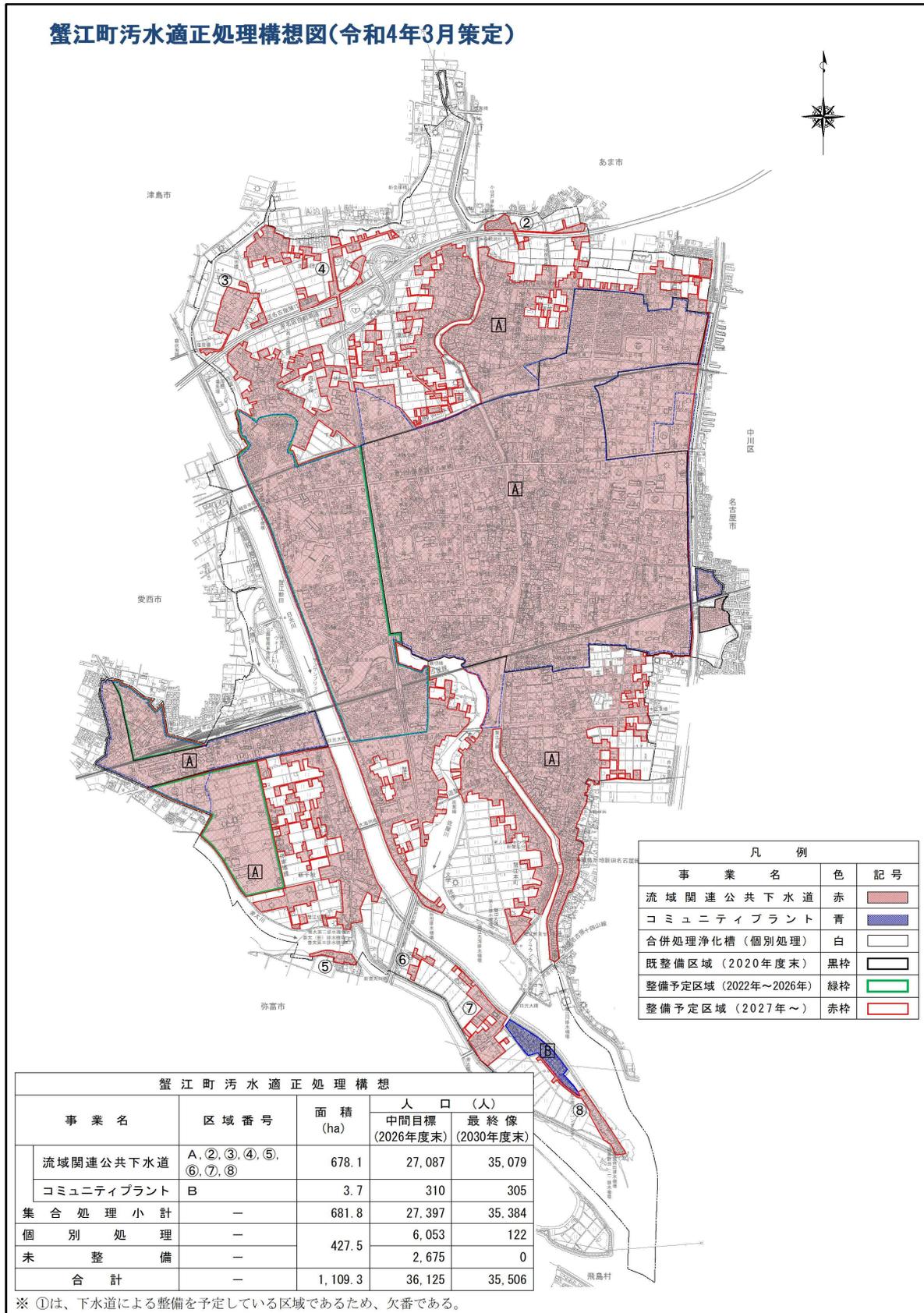


図3 污水適正処理構想図

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成22年3月31日 (供用開始後12年)	法適 ^{※2} (全部適用・一部適用) 非適の区分	法適 (一部適用)
処理区域内人口密度	令和3(2021)年度末 75.8人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処 理 区 数	1処理区(日光川下流処理区)		
処 理 場 数	1(流域下水道)		
広域化・共同化・最適化 実施状況 ^{※1}	愛知県による広域化・共同化計画の枠組みに参画		

※1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(使用料徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

※2「法適」とは、地方公営企業法を適用した事業であることを示す。「非適」とは、地方公営企業法を適用していない事業であることを示す。「全部適用」とは、地方公営企業法をすべて適用していることを示す。「一部適用」とは、地方公営企業法の財務規定のみ適用していることを示す。

② 使用料(税抜き)

一般家庭用使用料 体系の概要・考え方	<p>応益負担と応能負担の双方の均衡を図る観点から使用料を設定しています。すなわち、単身世帯等の使用量が少なく施設・設備に負担の小さい、また、概して所得総額が相対的に低い使用者に対しては、基本使用料を低く設定しています。この考え方を使用量に応じて併行的に適用し、大口利用者には単価を高く設定しています。</p> <p>基本使用料 10m³まで 1,100円 超過使用料 11m³～20m³まで 1m³につき150円 21m³～40m³まで 1m³につき180円 41m³～500m³まで 1m³につき210円 501m³以上 1m³につき240円</p>		
業務用使用料体系の 概要・考え方	<p>一般家庭と同様に使用量に比例した負担を求めています。一般用と業務用で別の使用量体系は採用していません。</p>		
その他の使用料体系 の概要・考え方	<p>公衆浴場については、事業の性質上、単価を低く設定しています。一時使用については、応益負担の考えを重視し、単価を高く設定しています。</p> <p>公衆浴場 基本使用料：1,100円 従量使用料：1m³につき40円 一時使用 使用料：1m³につき300円</p>		
条例上の使用料 ^{※3} (20m ³ /月) ※過去3年度分	令和元年度 2,600円	実質的な使用料 ^{※4} (20m ³ /月) ※過去3年度分	令和元年度 2,969円
	令和2年度 2,600円		令和2年度 2,911円
	令和3年度 2,600円		令和3年度 2,930円

※3 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³/月の使用料をいう。

※4 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	5人
事業運営組織	上下水道部 — 下水道課 — 計画係、管理係、建設係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	供用開始から12年しか経過していないため、現在は下水道施設の未普及地域の整備を図っており、また、処理場も有していないため未検討です。
	イ 指定管理者制度	供用開始から12年しか経過していないため、現在は下水道施設の未普及地域の整備を図っており、また、処理場も有していないため未検討です。
	ウ PPP・PFI	供用開始から12年しか経過していないため、現在は下水道施設の未普及地域の整備を図っており、また、処理場も有していないため未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) ※5	供用開始から12年しか経過していないため、現在は下水道施設の未普及地域の整備を図っており、汚水量も少なく費用対効果が見込めないため未検討です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) ※6	土地、施設を有していないため未検討です。

※5「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

※6「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

2-3. 経営比較分析表を活用した現状分析

(1) 比較団体の選定

総務省による「経営比較分析表^{※1}」を基に、収益的収支比率、企業債残高対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価、施設利用率及び水洗化率の各経営指標を類似団体と比較して経営の健全性、効率性の確認を行いました。

類似団体とは、「処理区域内人口」、「処理区域内人口密度」、「供用開始後年数」の3要素が似通った市町村です。以下に類似団体区分を示します。

これによると本町の類型区分は、「Cb3」に属しており、本町を含めて12団体が該当します。

指標の分析に際しては、上記の類型区分に加えて、法適用区分及び事業区分を踏まえて本町を除く8団体（次頁の図4参照）を対象に、本町と経営指標を比較し現状分析を実施しました。

※1 経営比較分析表

各事業が自らの経営の現状や課題等を客観的に把握すること等を目的に総務省がとりまとめを行っているものです。公表期日の関係から令和2(2020)年度版が最新となるため、経営指標による現状分析については、令和2(2020)年度を基準として評価しています。

表2 経営比較分析表の類似団体区分

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数	備考
政令市等			政令市等	21	
10万以上	100人/ha以上		Aa	35	
	75人/ha以上		Ab	29	
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	49	
		30年未満	Ac2	3	
50人/ha未満		Ad	55		
3万以上	100人/ha以上		Ba	7	
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	24	
		30年未満	Bb2	3	
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	56	
		30年未満	Bc2	19	
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	147	
30年未満		Bd2	30		
3万未満	75人/ha以上		Ca	2	
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	22	
		15年以上	Cb2	24	
		15年未満	Cb3	12	蟹江町を含む
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	131	
		15年以上	Cc2	181	
		15年未満	Cc3	30	
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	89	
		15年以上	Cd2	195	
15年未満		Cd3	12		
合 計				1,176	

出典：令和2(2020)年度決算 経営比較分析表（下水道事業）類似団体一覧（総務省Webサイト）

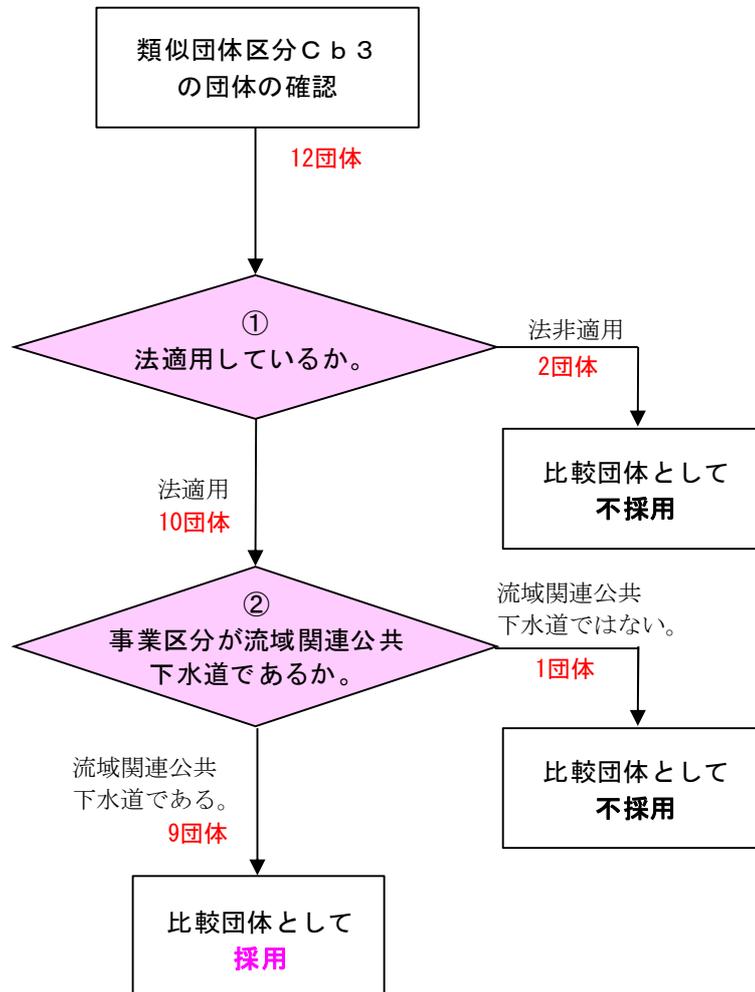


図4 類似団体の選定フロー

※ 総務省による3つの指標、法適用区分・事業区分にて分類、比較団体は8団体 以下参照
 愛知県愛西市、清須市、弥富市、あま市、扶桑町、大治町、蟹江町
 奈良県平群町、徳島県北島町

(2) 経営指標による現状分析

① 経常収支比率

経常収支比率とは、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益に対して、維持管理費や支払い利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。当該指標については、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となることが望ましいとされています。

本町における令和2(2020)年度の経常収支比率は約126%であり、本町を除く8団体の平均値約106%よりも高く、類似団体の中で最も高い値となります。

今後も安定的に100%以上を維持できるように、総収益の増加（接続促進による水洗化率の向上等）、総費用の削減（汚水処理原価の低減等）に努めます。

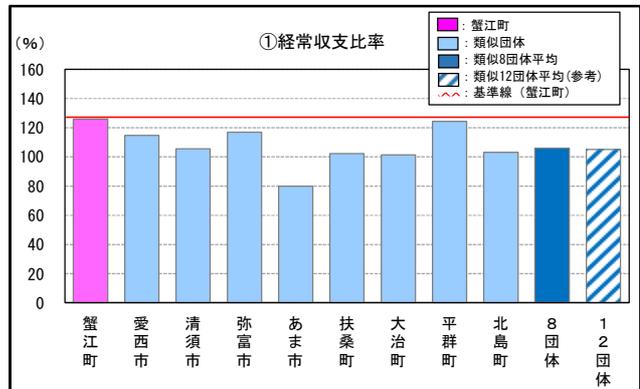


図5 経常収支比率 (単年度の収支)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{総収益}}{\text{汚水処理費} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

② 累積欠損金比率

累積欠損金比率とは、営業収益に対する営業活動により生じた損失で、経年的に累積した損失の状況を示す指標です。当該指標については、累積欠損金が発生していない状況である0%であることが求められています。

本町における令和2(2020)年度の累積欠損金比率は0%であり、類似団体によって差が大きくみられますが、本町を除く8団体の平均値約50%よりも低い値となります。

今後も累積欠損金を発生させないように、使用料収入の確保に努めます。

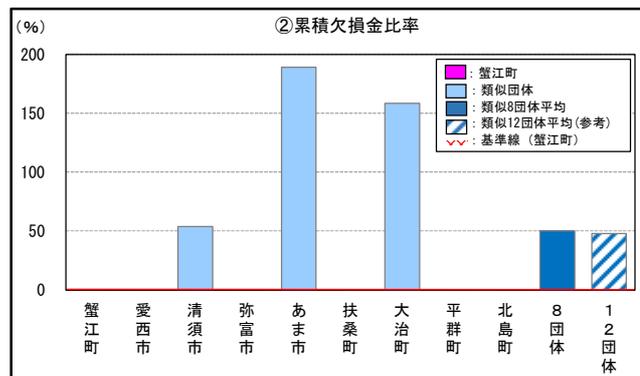


図6 累積欠損金比率 (累積欠損)

$$\text{累積欠損金比率} = \frac{\text{当年度末未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

③ 流動比率

流動比率とは、短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。当該指標については、当該指標については、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが求められています。

本町における令和2(2020)年度の流動比率は、約331%であり、本町を除く8団体の平均値約126%よりも高い値となります。

本町は、平成21(2009)年度末から下水道事業を供用開始しており、管きよ整備から経過年数が浅いため、流動負債が少なく流動比率が高い値となります。

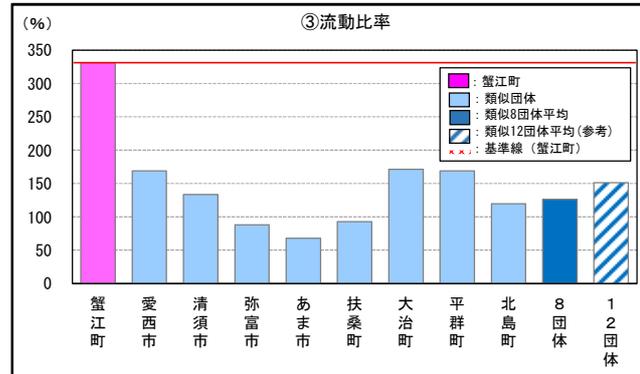


図7 流動比率（支払能力）

$$\text{流動比率} = \text{流動資産} / \text{流動負債} \times 100$$

④ 企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率とは、使用料収入に対する企業債残高（管きよ施設を含む汚水処理施設の建設時の借金）の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。当該指標については、低いほど経営的には好ましいですが明確な基準はないため、類似団体との比較により、本町の置かれている状況を把握・分析することになります。

本町における令和2(2020)年度の企業債残高対事業規模比率は約1,133%であり、本町を除く8団体の平均値約2,898%よりも低い値となります。

本町は、平成21(2009)年度末から下水道事業を供用開始しており、管きよ整備から経過年数が浅く、今後も未普及解消に向けて管きよ整備を進めていくことから、企業債残高対事業規模比率は増加する傾向になると予想されます。

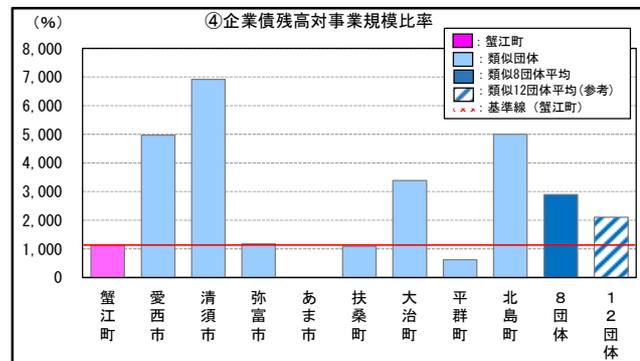


図8 企業債残高対事業規模比率（債務残高）

$$\text{企業債残高対事業規模比率} = \text{地方債現在高合計} / \text{営業収益} \times 100$$

⑤ 経費回収率

経費回収率とは、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能となります。当該指標については、100%以上を目標とすることが好ましいとされています。

本町における令和2(2020)年度の経費回収率は約93%であり、100%に達していないが、本町を除く8団体の平均値約77%よりも高い値となります。

経費回収率が100%以上となるように、今後も経費回収率の向上に努めていきます。

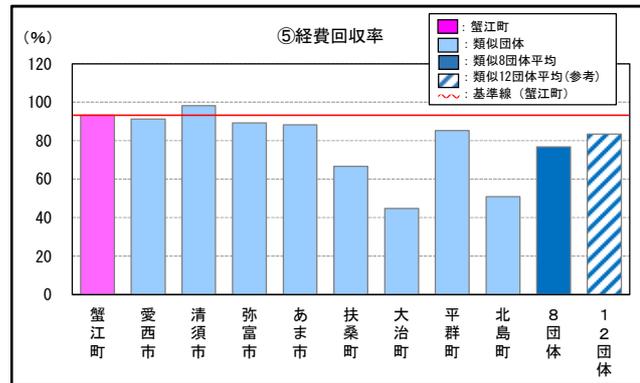


図9 経費回収率 (使用料水準の適切性)

$$\text{経費回収率} = \text{使用料} \div \text{汚水処理費 (公費負担分を除く)} \times 100$$

⑥ 汚水処理原価

汚水処理原価とは、有収水量 1 m³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費 (管きょ施設を含む汚水処理施設の建設費のうち使用料として回収すべき費用) 及び汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。当該指標については、低いほど好ましいですが明確な数値基準はないと考えられます。したがって、経年比較や類似団体との比較等により本町の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析する必要があります。

本町における令和2(2020)年度の汚水処理原価は約156円であり、本町を除く8団体の平均値約200円よりも低い値となります。引き続き、投資の効率化や維持管理費の削減、水洗化率の向上による経営改善に努めます。

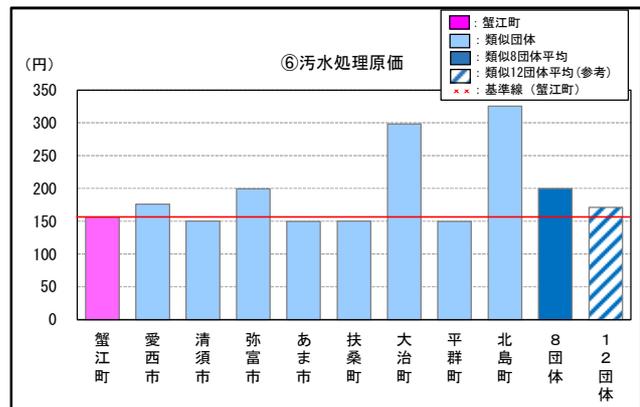


図10 汚水処理原価 (費用の効率性)

$$\text{汚水処理原価} = \text{汚水処理費 (公費負担分を除く)} \div \text{年間有収水量}$$

⑦ 施設利用率

施設利用率とは、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。当該指標については、高い数値が望まれますが明確な数値基準はないと考えられます。

本町は流域関連公共下水道であり、処理施設を有していないため、当該指標は該当しません。

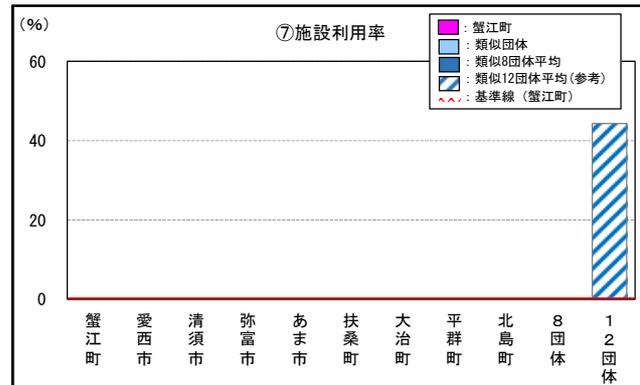


図11 施設利用率 (施設の効率性)

$$\text{施設利用率} = \text{晴天時一日平均処理水量} \div \text{晴天時現在処理能力}$$

⑧ 水洗化率

水洗化率とは、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。

本町における令和2(2020)年度の水洗化率は約69%であり、本町を除く8団体の平均値約62%よりも高い値となります。

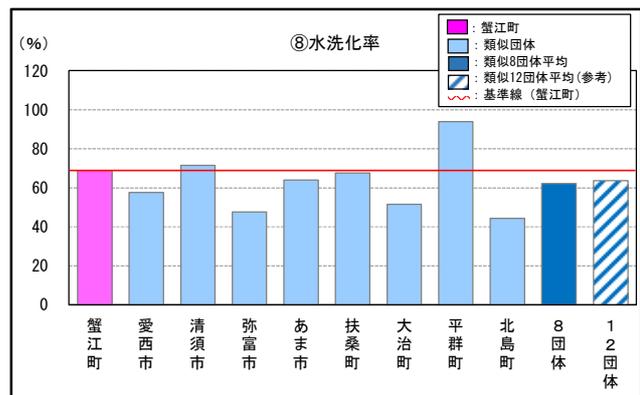


図12 水洗化率 (使用料対象の捕捉)

なお、水洗化率の向上は、使用料収入の増加に直結し、経費回収率の改善に寄与するため、今後も積極的に下水道接続の推進に取り組んでいきます。

$$\text{水洗化率} = \text{現在水洗便所設置済人口} \div \text{現在処理区域内人口} \times 100$$

⑨ 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいる（資産の老朽化度合）かを表す指標です。当該指標については、数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示していますが明確な数値基準はないと考えられます。

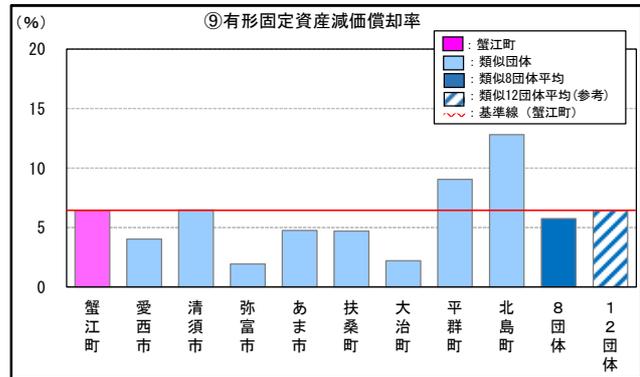


図13 有形固定資産減価償却率
(施設全体の減価償却の状況)

したがって、経年比較や類似団体との比較等により本町の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析する必要があります。

本町における令和2(2020)年度の有形固定資産減価償却率は約6.4%であり、本町を除く8団体の平均値約5.8%よりも高い値となります。本町の有形固定資産減価償却率は、平成29(2017)年度に公営企業会計に移行してから4年しか経過しておらず(令和2(2020)年度時点)、帳簿原価に対する減価償却累計額の割合が小さくなっています。今後は、減価償却累計額が年々増加し、将来の改築(更新・長寿命化)が必要な資産が多くなっていくと予想されます。

有形固定資産減価償却率

$$= \text{有形固定資産減価償却累計額} / \text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価} \times 100$$

⑩ 管きよ老朽化率

管きよ老朽化率とは、法定耐用年数を超えた管きよ延長の割合(管きよの老朽化度合)を表した指標です。当該指標については、高いほど法定耐用年数を経過した管きよを多く保有しており、管きよの改築等の必要性を推測することができますが、明確な数値基準はないと考えられます。したがって、経年比較や類似団体との比較等により本町の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析する必要があります。

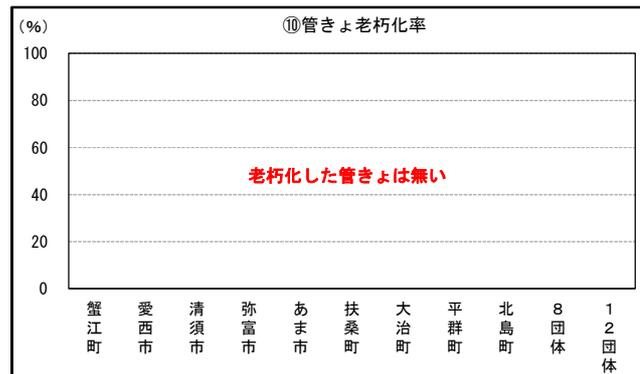


図14 管きよ老朽化率(管きよの老朽化状況)

しかし、本町を含む9団体の管きよ老朽化率は0%です。本町及び類似8団体は供用開始から15年未満であり経過年数が浅く、管きよは比較的新しい状態であるため、管きよは老朽化していないと判断します。

$$\text{管きよ老朽化率} = \text{法定耐用年数を経過した管きよ延長} / \text{下水道布設延長} \times 100$$

⑪ 管きよ改善率

管きよ改善率とは、当該年度に更新した管きよ延長の割合を表しており、管きよの更新ペースや状況を把握できる指標です。当該指標については、例えば数値が2%の場合すべての管きよを更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できます。

本町における令和2(2020)年度の管きよ改善率は0%（改善した管きよなし）であり、本町を除く8団体の平均値約0.04%よりも低い値となります。管きよ施設の法定耐用年数は50年であり、管きよ整備から経過年数が浅いため、管きよ改善率は0%となっています。

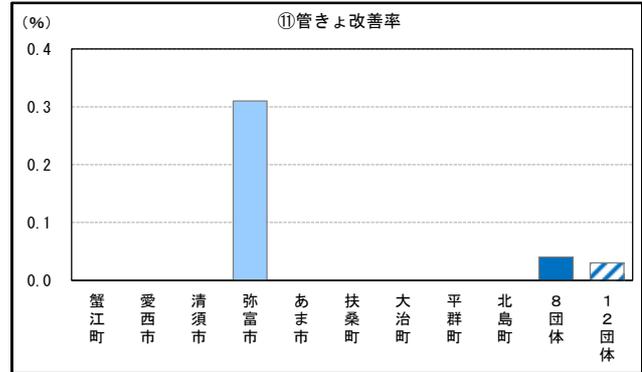


図15 管きよ改善率

(管きよの更新投資・老朽化対策の実施状況)

$$\text{管きよ改善率} = \frac{\text{改善（更新・改良・維持）管きよ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

第3章 将来の事業環境

3-1. 行政区域内人口と処理区域内人口の予測

(1) 処理区域内人口の予測

将来行政区域内人口については、令和3(2021)年3月に策定された「第5次蟹江町総合計画」の将来人口を基に人口増減率を設定し、令和3(2021)年度の行政区域内人口に乗じて推計しました。その他の上位計画・関連計画では、策定年月日が古く、令和3(2021)年度末の推計人口が令和3(2021)年度末現在の人口を大きく下回っていたため、総合計画を基とした将来推計を行いました。この推計では、実績値がピークとなり、令和3(2021)年度の行政区域内人口約37,100人から減少を続け、令和14(2032)年度には、約36,800人となります。計画期間10年間で約300人が減少する推計結果となります。

将来処理区域内人口については、令和3(2021)年度末現在の処理区域内人口に管きょ整備人口を計上し、総合計画を基に設定した人口増減率を乗じて推計しました。管きょ整備を促進することで年々増加し、令和3(2021)年度の約24,000人から10年間で約7,700人の増加が見込まれ、令和14(2032)年度では約31,700人となる見込みです。

$$\begin{aligned} & \text{将来処理区域内人口} \\ & = (\text{令和3(2021)年度末の処理区域内人口} + \text{令和4(2022)年度以降の整備人口}) \\ & \times \text{人口増減率} \end{aligned}$$

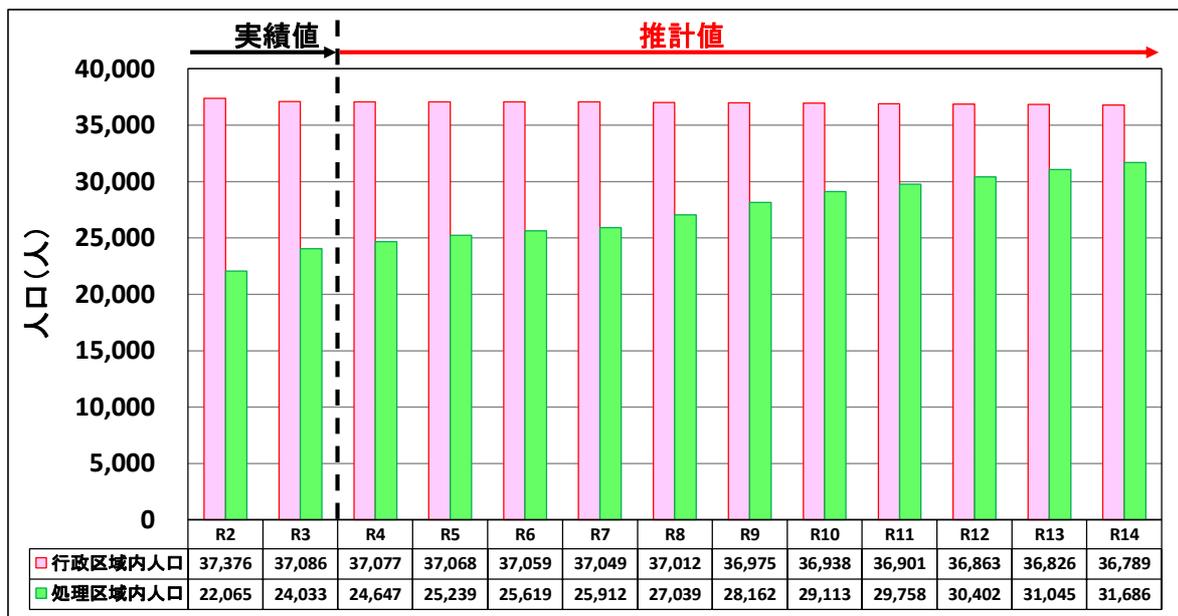


図16 行政区域内人口・処理区域内人口の推計結果

(2) 水洗化人口の見通し

水洗化人口については、整備人口に水洗化率を乗じて算出しました。将来の水洗化人口は、管きよ整備に伴い増加する見込みです。

水洗化率については、実績推移を考慮して設定しています。

$$\text{水洗化人口} = \text{整備人口} \times \text{水洗化率}$$

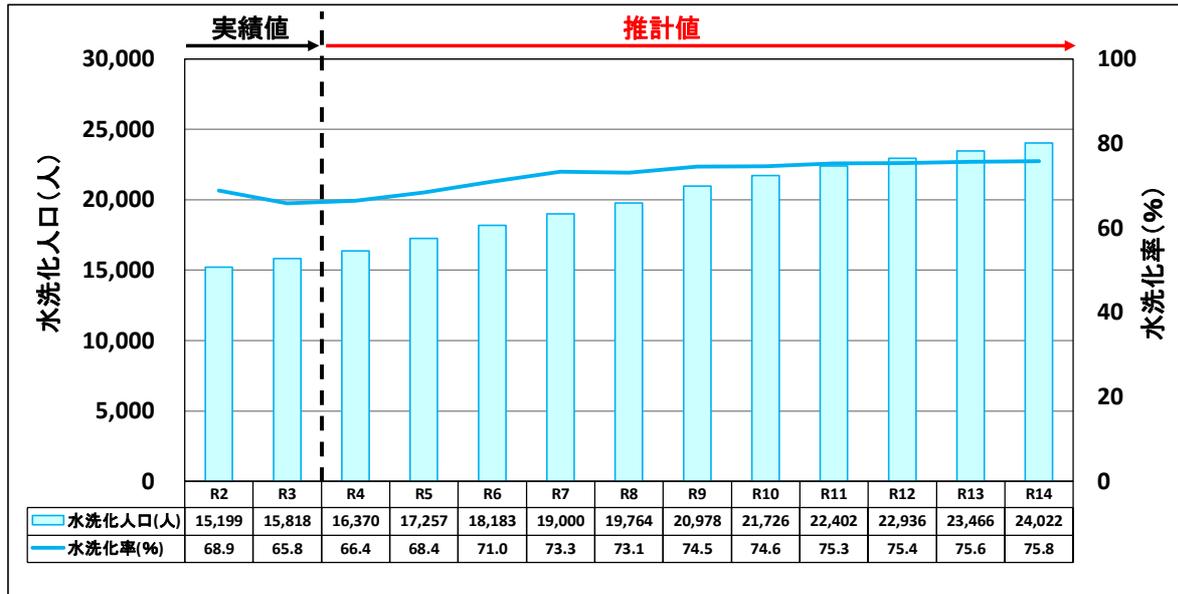


図17 水洗化人口の見通し

3-2. 有収水量の予測

有収水量については、管きよ整備面積の増加、接続人口の増加等の要因により増加を続ける見込みとなっています。有収水量については、以下の手順で算定しています。

- ・整備区域内人口は、管きよ整備面積と人口密度を基に算定しました。
- ・水洗化人口は、各年度の整備人口に水洗化率を乗じて算定しました。水洗化率は実績値より算定した結果、計画期間に66%から75%へ上昇するものとなりました。
- ・流入汚水量は、1人あたりの汚水量原単位と水洗化人口を基に算定しました。汚水量原単位は実績相当の値としました。

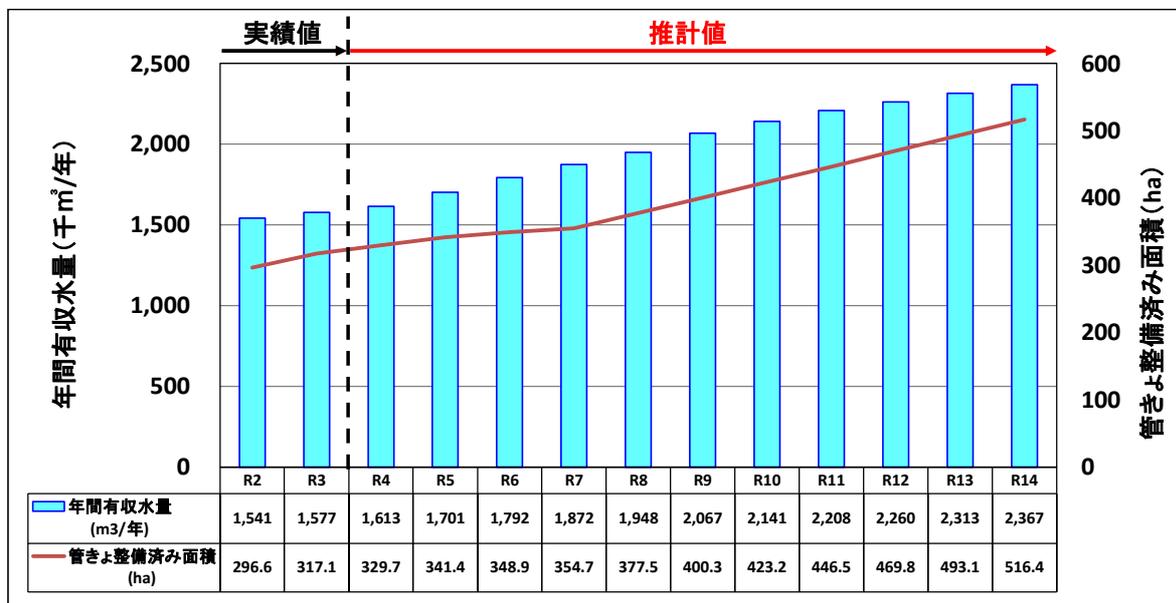


図18 有収水量と管きよ整備済み面積の推計結果

3-3. 使用料収入と水洗化率の見通し

使用料収入については、「有収水量」×「使用料単価」にて推計しており、管きよ整備に伴い増加する見込みです。使用料単価は、令和3(2021)年度値を採用し、使用料の改定については見込んでいません。

水洗化率については、これまでと同様に啓発活動や「公共下水道整備接続促進費補助金制度」を続け、目標年度である令和14(2032)年度で約76%となる見込みです。

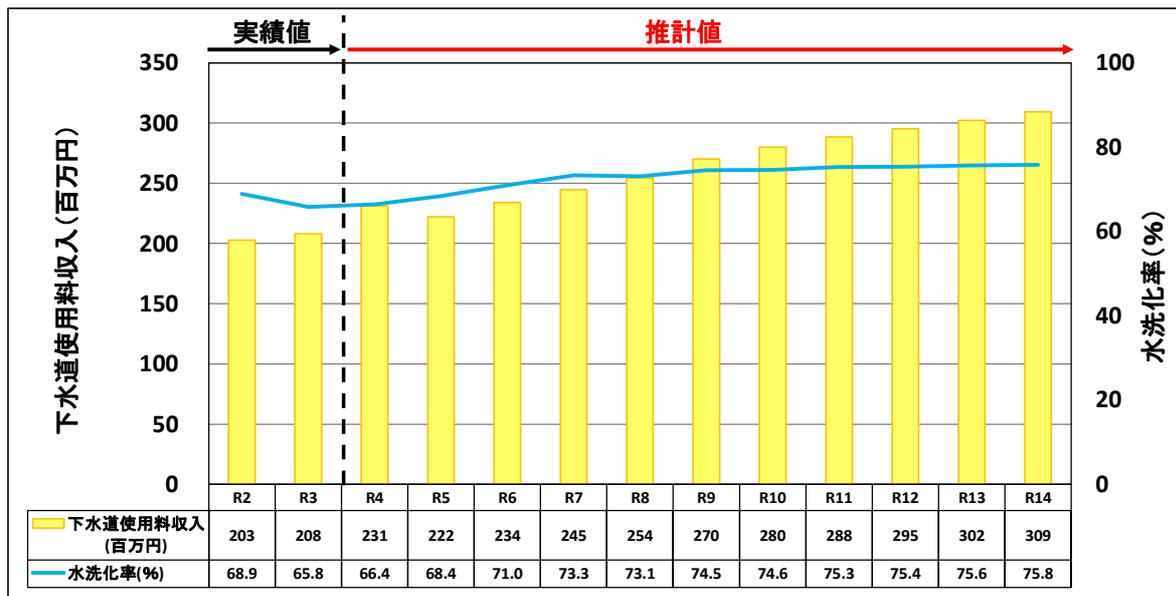


図19 使用料収入と水洗化率の推計結果

3-4. 施設の見通し

(1) 管きよ

管きよ整備は、令和3(2021)年度までに全体計画区域の47%の整備が完了しています。そのうち市街化区域は、全体計画区域の76%が整備済みであるのに対し、市街化調整区域は整備が進んでいない状況にあります。今後は、国による10年概成の方針を踏まえつつ、下水道施設の未普及地域の早期整備を図るものとします。

(2) 処理場・ポンプ場

蟹江町では日光川下流流域下水道へ接続しているため、町の管理する処理場・ポンプ場はありません。

3-5. 組織の見通し

下水道課は5人の職員で公共下水道事業を運営しています。経営戦略の計画期間内においては、現状の組織体制を維持しつつ、管きよ整備の拡大、下水道施設の維持管理に対応できるような取組を進めます。

第4章 経営の基本方針

4-1. 公共下水道の役割

公共下水道の役割は、大きく分けて「公衆衛生の向上」と「公共用水域の水質保全」があります。

公衆衛生の向上

トイレ・風呂・炊事・洗濯等による生活排水を下水道に流すことにより、清潔で衛生的な生活ができます。

公共用水域の水質保全

集まった汚水を処理場で適切に浄化して川に戻すことにより、川や海の水質が保全できます。

4-2. 経営戦略における基本方針

本町下水道事業では、「4-1. 公共下水道の役割」を持続させるために、以下の4つを基本方針として掲げます。

未普及地域の解消に向けた管きよ整備促進	下水道施設の未普及地域の解消に向けて、管きよ整備を促進し、公共用水域の水質保全とともに使用料収入の確保に努めます。管きよ整備においては、これまでと同様に低コスト技術導入によるコスト縮減を図ります。
ストックマネジメント計画に基づく計画的かつ効率的な点検・調査の実施	持続可能な下水道事業の実現に向けて、長期的な視点で下水道事業を計画的かつ効率的に管理するために、管きよ点検・調査を実施し、施設の延命化に努めます。
水洗化の促進による下水道経営の安定化	公共用水域の水質保全のため、接続促進のための資料を各戸配布・戸別訪問や「公共下水道接続促進費補助金制度」を続け、未接続者への接続促進に努めていきます。
収入の確保と負担の適正化	<p>財政基盤の強化のため、収入の確保と他会計繰入金の適正化を図ります。収入の確保のため使用料、受益者負担金を確実に収入するとともに、国庫補助金や企業債の資金を適切に調達します。</p> <p>また、広域化・共同化によるハード・ソフト対策に取り組み、執行体制の確保や効率的な運営を行うことでコスト縮減に努めます。</p>

第5章 投資・財政計画（収支計画）

5-1. 投資・財政計画（収支計画）

（1）経営戦略における目標

以下のとおり計画期間内の目標を定め、その達成に努めます。

経費回収率90%以上の確保に努めます

公共下水道事業は本町の発展に大きく貢献しており、事業着手からこれまでに多くの投資を行ってきています。その結果、回収すべき経費も上昇しており、経費回収率は約93%（参考：類似団体平均は約77%）にとどまっています。今後も計画期間内に管きよ整備を予定しており、経費回収率の改善は困難な状況ですが、計画期間内の目標として、90%以上の確保に努めます。

水洗化率75%を目指します

本町の公共下水道事業の水洗化率は、供用開始区域の拡大に努めているため、概ね横ばい傾向で約69%に達しています。今後もこの傾向が続くことが予測されますが、計画期間内には約75%を目指して公共下水道への接続の促進に努めます。

施設の延命化を図ります

令和4(2022)年度に策定した「蟹江町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、管きよの計画的な点検・調査、修繕・改築等を実施することにより、施設の延命化を図りコスト削減に努めます。なお、管きよの点検・調査については、日光川下流流域管内で共同発注を行うことで合理的な取組を目指します。

他会計繰入金を抑制します

公共下水道事業は、その公共性から他会計繰入金も財源の一部となっているのが現状です。多くの投資が必要となる中、町全体の財政の負担にならないように、総務省通達にて定められている繰出基準から外れる他会計繰入金（基準外繰入）の抑制に努めます。

（2）投資・財政の見通し（税込み）

上記の目標を達成するため策定した「投資・財政計画（収支計画）」を、26、27ページに示します。

5-2. 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

（1）収支計画のうち投資についての説明

投資額については、主に施設の建設にかかる費用（建設改良費）と企業債償還金を計上しています。

■投資額の主な内訳

建設改良費
管きょ整備費用、流域下水道建設負担金、職員給与費を計上しています。管きょは比較的新しいため、計画期間内に改築更新費は計上していません。また、近年の物価変動を考慮して、計画期間内において物価上昇を見込んでいます。
企業債償還金
令和3(2021)年度までに発行済みの企業債に係る償還金に、上記建設改良費の財源として起債予定の企業債に係る償還金を加えて推計しています。

（2）収支計画のうち財源についての説明

計画期間である令和14(2032)年度まで、引き続き管きょ整備を実施していくことから、供用開始予定の人口、水洗化率の向上を見込み、使用料収入を算出しています。また、事業費に対する国庫補助金、企業債等の財源も適切に見込んでいます。

■収入の主な内訳

使用料（使用料収入）
有収水量を推定し、最新の使用料単価（使用料収入／有収水量）の実績を乗じて推計しています。使用料収入は施設の維持管理費の他、企業債償還金にも充当します。
国庫補助金
国（県）による交付金が見込める事業（主に建設事業）に関しては、交付金を見込んでいます。
他会計繰入金
一般会計からの繰入金を見込んでいます。総務省から通知される繰出基準を踏まえて推計しています。
長期前受金戻入
固定資産の取得に充てるために交付を受けた補助金等を一旦、繰延収益（長期前受金）として貸借対照表の負債の部に計上し、取得した固定資産の減価償却に見合う分を毎年度取り崩して収益に計上しています。
受益者負担金
新たに公共下水道の整備により利益を受ける住民の方に、建設費用の一部を受益者負担金として負担していただいています。

（3）収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収支計画のうち投資にかかる建設改良費以外の経費については、過去の投資状況及び今後の事業計画を踏まえ、支出項目別に検討を行いました。計画策定にあたって前提とした主な内容は、次のとおりです。

■収支計画のうち投資以外の経費に関する説明

営業費用（職員給与費）
下水道課は5人の職員で公共下水道事業を運営しており、計画期間内については現状の組織体制を維持しつつ、管きょ整備の拡大、下水道施設の維持管理に対応するため、令和4(2022)年度予算形態に倣って整理しています。
営業費用（その他）
主に施設の維持管理費、その他経費を計上しています。汚水処理水量に比例する傾向にあるものと、そうでないものに分け、前者については処理水量当たりの費用の実績平均値に処理水量を乗じて算出し、後者については費用の実績平均値で将来値を推計しています。
営業外費用（支払利息）
投資額及び企業債の発行額を把握しているため適正に計上しています。なお、近年の借入利率は実績で年利0.8%ですが、今回の検討では、昨今の金融情勢が不透明であることを考慮して借入利率を年利2.0%、償還期間を40年としています。
営業外費用（接続促進費）
接続促進費として公共下水道整備接続促進費、浄化槽雨水貯留施設転用費を計上しています。接続促進費は、整備人口と過年度の実績値を基に算出しています。
減価償却費
減価償却費は、管きょ施設等、長期間にわたって利用する資産を購入した場合、その購入価額を一旦、資産として計上し、当該金額を資産の耐用年数にわたって定期的に費用として配分して算出しています。
減価償却費についても、企業債償還金と同様に令和3(2021)年度までに取得済みの資産に係る減価償却費に、令和4(2022)年度以降に取得予定の資産に係る減価償却費を加えて推計しています。

5-3. 投資・財政計画（収支計画）のポイント

策定した収支・財政計画（収支計画）は、総支出に対して不足する財源を繰入金として受け入れることで、計画期間内では収支均衡となっています。しかし、経費回収率の現状を踏まえれば、過度な企業債を負担することなく、施設のライフサイクルコストを最小限に抑えながら事業を効率的に運営していくことが重要です。これらの観点から、収支・財政計画（収支計画）の中でポイントとなる項目について取り上げます。

（1）経費回収率の推移

計画期間を通じて経費回収率は90%程度となります。今後は、必要に応じて広域化・共同化、使用料体系の見直しなどを検討し、徐々に経費回収率を増やし、全国平均（加重平均）の100%に近づけていくことを目指します。

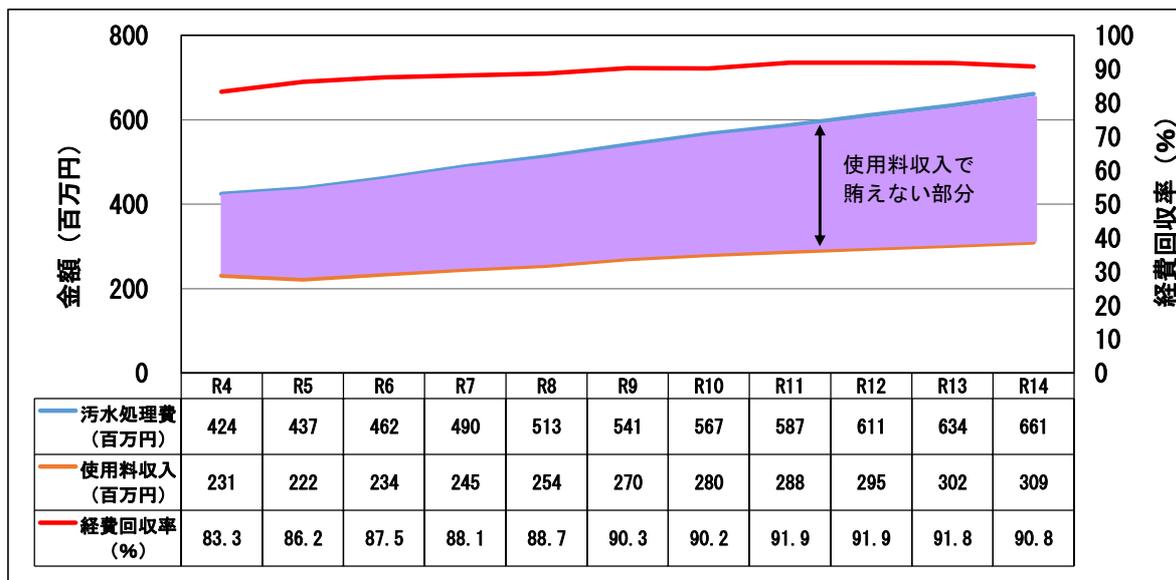


図20 経費回収率の予測結果

（2）建設改良費と企業債償還金の推移

建設改良費は、年度ごとの管きょ整備量に従い建設改良費を計上しています。管きょ整備費用は、毎年930百万円程度で推移しており、これに伴い企業債償還金も増加する計画にあります。

また、建設改良費については、年度によって差異はありますが、年間投資額の平準化に努めていきます。

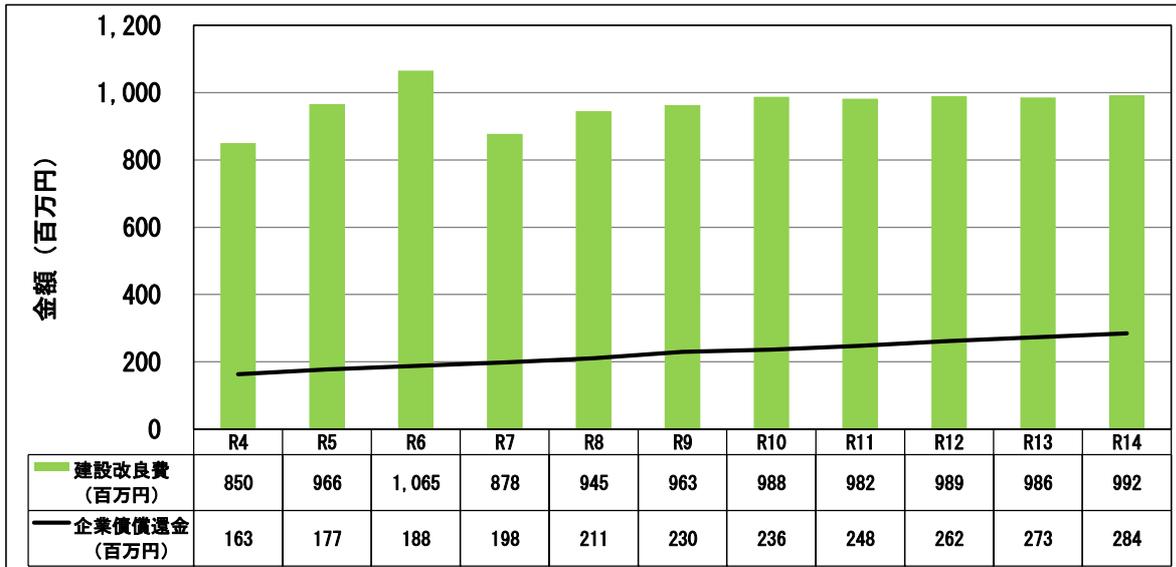


図21 建設改良費と企業債償還金の予測結果

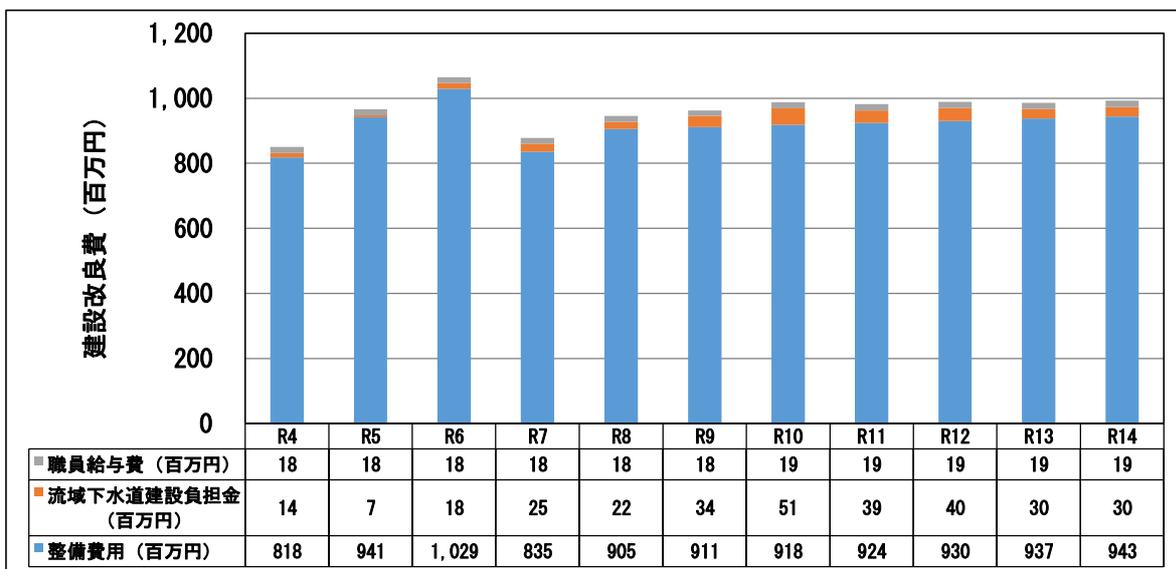


図22 建設改良費の内訳

（3）他会計繰入金の推移

本計画における他会計繰入金は、毎年の管きよ整備に伴い企業債償還金が上昇する傾向となり、令和14(2032)年度では約742百万円を要するものとなります。管きよ整備後にピークを迎えた後は減少傾向となる見込みです。

使用者負担の原則によれば、支出は使用料収入で賄うことが望ましいとされていますが、公共下水道事業は、企業債償還費の増大による収支の不足分を他会計繰入金で補っているのが現状です。

管きよ整備には多額の初期投資を要することから、償還額の負担は世代間負担の公平性を確保する観点からもやむを得ないものと考えています。しかしながら、適正な負担水準を維持するとともに次世代に過度な負担を先送りしないためにも、コスト削減や使用料収入の確保に努めます。

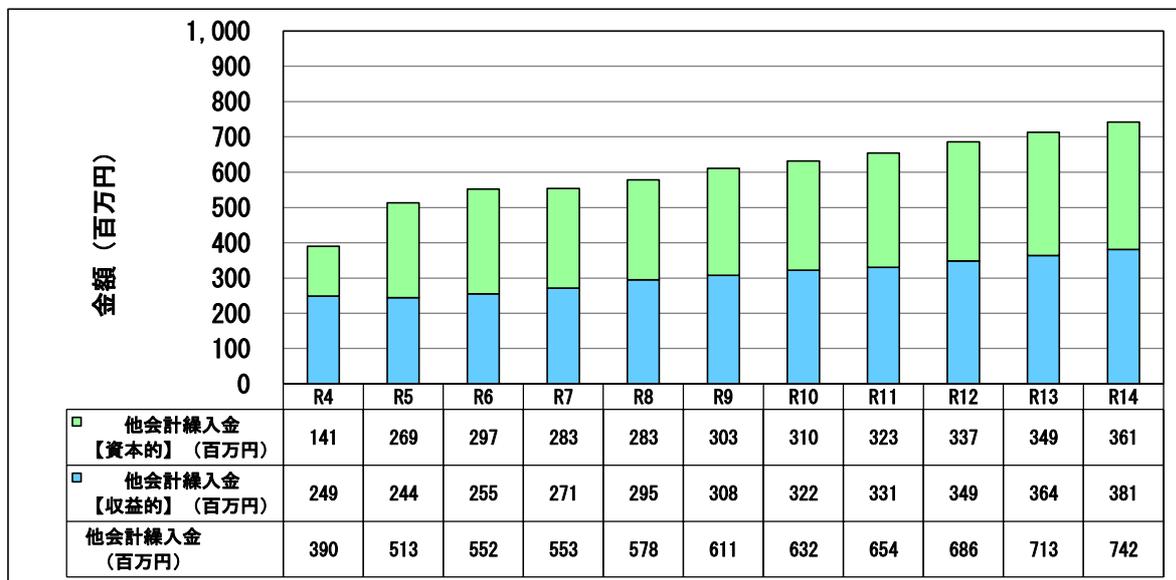


図23 他会計繰入金の予測結果

様式第2号（法適用企業-収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

区分	年度	(単位:千円, %)												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収益	1. 営業収益	202,945	208,253	231,235	222,474	234,385	244,902	254,721	270,388	279,992	288,684	295,606	302,420	309,556
	(1) 売上収益	202,719	208,050	231,000	222,239	234,150	244,667	254,486	270,153	279,757	288,449	295,371	302,185	309,321
	(2) その他収益	226	203	235	235	235	235	235	235	235	235	235	235	235
収益的	2. 営業外収益	389,554	394,041	392,318	362,391	379,978	403,928	435,055	454,009	476,175	491,072	514,912	539,078	565,844
	(1) 補助金	291,281	276,934	257,506	244,585	255,260	271,763	296,878	308,858	321,048	331,917	348,676	365,717	385,308
	(2) 補助金	289,281	275,134	249,098	243,740	254,515	270,588	295,282	307,578	321,623	331,392	348,516	364,427	381,173
収益的	(3) 長期前受金	2,000	1,800	8,500	845	735	1,575	1,280	2,425	2,425	525	160	1,290	4,135
	(4) その他	108,207	117,012	134,715	117,806	124,728	132,165	138,218	145,151	152,127	159,155	166,236	173,361	180,536
	(5) その他	66	95	7										
収益的	1. 営業費用	402,499	602,294	623,553	584,865	614,363	648,830	689,776	724,397	756,167	779,756	810,518	841,498	875,400
	(1) 職員給与	31,992	33,284	35,078	35,324	35,571	35,820	36,071	36,223	36,577	36,833	37,091	37,351	37,612
	(2) 退職給付	31,992	33,284	35,078	35,324	35,571	35,820	36,071	36,223	36,577	36,833	37,091	37,351	37,612
支出	(3) 経費	176,814	175,926	242,322	222,491	231,897	241,776	250,867	262,986	273,763	277,005	284,311	291,891	303,062
	(4) 修繕費	123	139	476	504	507	511	514	518	522	525	529	533	536
	(5) その他	176,691	175,787	241,846	221,987	231,390	241,265	250,353	262,468	273,241	276,480	283,782	291,358	302,526
流出	2. 営業外費用	188,634	212,290	239,660	251,786	267,812	285,733	300,760	316,831	333,473	350,977	368,064	385,280	402,196
	(1) 支払利息	61,941	61,524	63,355	67,568	74,143	81,692	87,427	93,658	99,991	106,556	112,680	118,617	124,197
	(2) その他	8,829	6,424	13,800	7,696	4,940	3,809	14,651	14,599	12,363	8,385	8,372	8,359	8,333
特別	(3) 非常損失	478,210	489,428	594,215	584,865	614,363	648,830	689,776	724,397	756,167	779,756	810,518	841,498	875,400
	(4) 特別損失	124,289	112,866	29,338										
	(5) 特別損失	25,854	25,854	2										
当年度純利益	(6) 繰越利益剰余金	124,289	263,009	292,345	292,345	292,345	292,345	292,345	292,345	292,345	292,345	292,345	292,345	292,345
	(7) 繰越利益剰余金	1,428,848	2,084,129	13,057,862	13,171,842	13,294,926	13,428,494	13,571,036	13,722,716	13,884,062	14,055,884	14,237,712	14,429,631	14,631,291
	(8) 繰越利益剰余金	67,097	89,395	66,524	63,389	65,374	67,127	68,764	71,379	72,976	74,424	75,978	77,474	77,903
流動	うち未償還	431,564	951,279	349,890	352,900	364,000	378,302	399,047	407,271	421,135	438,056	448,254	460,479	468,200
	うち一時借入金	147,885	162,717	177,366	188,430	197,836	210,568	229,857	235,823	248,213	261,915	272,711	284,043	290,831
	うち未払金	280,068	785,445	168,655	164,470	166,164	167,734	169,190	171,448	172,922	174,141	175,543	176,436	177,369
累積欠損金	(9) 繰越利益剰余金	(A)-(B)												
	(10) 繰越利益剰余金	(A)-(B)												
	(11) 繰越利益剰余金	(A)-(B)												
地方財政	地方財政法施行令第15条第1項により算定した													
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した													
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した													
健全化	地方財政法施行令第16条第1項により算定した	202,945	208,253	231,235	222,474	234,385	244,902	254,721	270,388	279,992	288,684	295,606	302,420	309,556
	地方財政法施行令第16条第1項により算定した													
	地方財政法施行令第16条第1項により算定した													
健全化	地方財政法施行令第17条第1項により算定した	202,945	208,253	231,235	222,474	234,385	244,902	254,721	270,388	279,992	288,684	295,606	302,420	309,556
	地方財政法施行令第17条第1項により算定した													
	地方財政法施行令第17条第1項により算定した													

投資・財政計画
（収支計画）

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

区分	年度	(単位:千円)												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
資本的収入	1. 企業標準化債 うち資本費補助金	350,600	578,200	330,300	469,919	523,196	436,453	467,757	481,965	503,266	493,831	497,515	490,952	494,315
	2. 他会計補助金													
	3. 他会計補助金	164,300	270,503	140,409	269,001	297,304	282,908	283,054	303,174	309,958	322,664	337,196	348,940	361,102
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	323,500	580,200	256,500	369,459	403,465	328,773	355,716	358,138	360,907	363,328	365,750	368,519	370,941
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	30,336	15,494	39,481	15,104	9,682	7,487	29,433	29,433	29,562	30,078	30,078	30,078	30,078
	9. その他													
計 (A)	868,736	1,444,397	766,690	1,123,483	1,233,647	1,055,621	1,135,960	1,172,710	1,203,693	1,209,901	1,230,539	1,238,489	1,256,436	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額														
計 (B)	868,736	1,444,397	766,690	1,123,483	1,233,647	1,055,621	1,135,960	1,172,710	1,203,693	1,209,901	1,230,539	1,238,489	1,256,436	
1. 建設改良費	827,719	1,437,282	849,686	966,116	1,065,217	877,785	945,392	962,853	987,870	981,888	988,624	985,778	992,393	
うち職員給与費	14,744	15,479	17,829	17,954	18,079	18,203	18,328	18,453	18,578	18,702	18,845	18,988	19,113	
2. 企業債償還金	136,213	147,885	162,719	177,367	188,430	197,836	210,568	229,857	235,823	248,213	261,915	272,711	284,043	
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (C)	963,932	1,585,167	1,012,405	1,143,483	1,253,647	1,075,621	1,155,960	1,192,710	1,223,693	1,229,901	1,250,539	1,258,489	1,276,436	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	95,196	140,770	245,715	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
1. 損益動定留保資金			62,378											
2. 利益剰余金処分額														
3. 繰越工事資金														
4. その他	95,196	140,770	183,337	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
計 (E)	95,196	140,770	245,715	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	4,922,672	5,352,987	5,520,568	5,813,120	6,147,886	6,386,503	6,643,692	6,895,800	7,163,243	7,408,861	7,644,461	7,862,702	8,072,974	
〇他会計繰入金														
前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度		
収益的収支分	289,281	275,134	249,096	243,740	254,515	270,568	295,262	307,578	321,623	331,392	348,516	364,427	381,173	
うち基準内繰入金	137,105	140,981	151,851	184,294	189,394	216,875	231,005	245,835	261,441	278,069	293,691	309,725	324,937	
うち基準外繰入金	152,176	134,153	97,245	59,446	55,121	53,693	64,257	61,743	60,182	53,323	54,825	54,702	56,236	
資本的収支分	164,300	270,503	140,409	269,001	297,304	282,908	283,054	303,174	309,958	322,664	337,196	348,940	361,102	
うち基準内繰入金	15,589	16,271	16,905	17,710	18,289	18,841	19,420	19,959	20,352	20,765	21,273	21,267	21,376	
うち基準外繰入金	148,711	254,232	123,504	251,291	279,015	264,067	263,634	283,215	289,606	301,899	315,923	327,673	339,726	
計	453,581	545,637	389,505	512,741	551,819	553,476	578,316	610,752	631,581	654,056	685,712	713,367	742,275	

5-4. 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の概要

（1）今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>愛知県は国の要請に基づき、市町村の枠を超えた下水道施設の広域化・共同化の検討に着手しており、本町も広域化・共同化の実現に向け検討（ハード対策及びソフト対策）を行い、実現性のあるものに着手していきます。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>当面の間、市街化区域を優先的に未普及解消に努めていく予定であり、管きよ整備費用については、平準化された建設改良費を計上しています。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>民間活力を直ちに活用できる施設等を有していないため、管きよ施設の維持管理等で民間活力を活用できる業務について費用対効果を考慮し検討していきます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>社会情勢や経済性を考慮して、必要に応じてストックマネジメント計画を見直し、効果的な投資計画を検討していきます。</p>

（2）今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>安定的に維持管理を行っていくためには、使用料収入の確保が不可欠であるが、現時点では、供用開始からの年数も長く、普及率も水洗化率も低いため、これらの向上が最優先と考えます。使用料改定等の検討については、社会情勢や経営状況を把握し、必要に応じて使用料の見直しを検討していきます。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>土地、施設を有していないため、検討は行っておりません。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>建設改良費について、国庫補助金や交付税措置の有利な企業債等、適切な財源確保を検討していきます。</p>

（3）投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	計画期間内においては、管きょ整備を進めていく段階であるため、民間活力の活用について検討は行っていません。
職員給与費に関する事項	公営企業法及び関連法令等によれば、同職種の職員給与については一般会計等の職員給与に準ずるべきであるため、本町においてはその方針に従っております。
動力費に関する事項	処理場及びマンホールポンプを有していないため、検討は行っていません。
薬品費に関する事項	処理場を有していないため、検討は行っていません。
修繕費に関する事項	供用開始から12年しか経過していないため、計画期間中に大規模な修繕等は見込んでおりません。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し、経費の節減及び効率化に努めます。
その他の取組	接続促進等、財源確保の取組について、費用対効果を考慮し検討していきます。

第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

6-1. 事後検証、改定等に関する事項

総務省公表の経営戦略策定ガイドラインにおいて、「改定に当たっては、経営戦略に基づく取組における毎年度の進捗管理と一定期間（3～5年毎）の成果を検証・評価した上で、より質の高い経営戦略にすること。」とされています。

PDCAサイクルの確立を通じて計画的経営を実現するとともに、将来にわたって安定的に質の高いサービスの提供体制を確保していくことが責務と考え、検討した経営分析や収支計画について、毎年度実績と比較を行い、5年ごとの中期スパンにおいて経営戦略の再検討を行います。

ただし、経営環境に大きな変化が生じた時は直ちに改定します。改定にあたっては、各種経営指標の達成度を検証・評価するものとします。

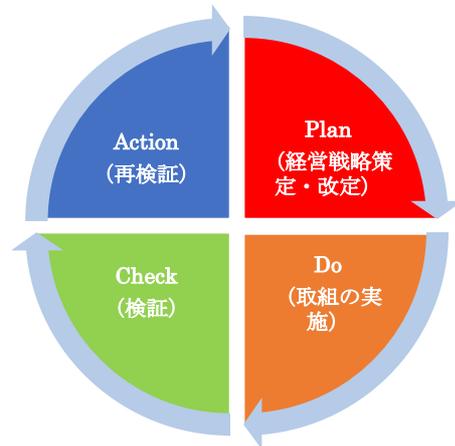


図24 PDCA サイクル

表3 経営戦略の改定予定

年 度	予 定
令和 4 (2022) 年度	経営戦略の改定作業・公表
令和 5 (2023) 年度	
令和 6 (2024) 年度	
令和 7 (2025) 年度	
令和 8 (2026) 年度	経営戦略の改定作業・公表
令和 9 (2027) 年度	
令和 10 (2028) 年度	
令和 11 (2029) 年度	
令和 12 (2030) 年度	経営戦略の改定作業・公表

6-2. 経費回収率の向上に向けたロードマップ

国土交通省より、「社会資本整備交付金交付要綱の改正について」（令和2(2020)年3月31日国官会第29901号）及び「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」（国土交通省事務連絡令和2(2020)年7月22日）が出されましたので、同通知に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

経費回収率は、水洗化率向上の取組により、使用料収入が増えることで徐々に向上する見込みです。ただし、本町の下水道事業は、供用開始から経過年数が浅く、公共用水域の水質保全の確保のため、下水道施設の未普及地域の整備を推進していくことから、経費回収率の現状維持を目指していくものとします。

そのため、毎年度、収支計画と決算を比較することによりどの程度の乖離が生じているかを把握するとともに、経営指標による評価を行い、下水道使用料改定の必要性の有無を確認します。

表4 経営回収率の向上に向けたロードマップ

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
経営戦略計画期間								
経営指標の検証								
水洗化率向上の取組								
投資財政計画見直し				●				●
使用料改定の必要性検討				●				●
経営戦略の改定作業				●				●

用語解説

用語	説明
あ行	
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成。
一般会計繰入金	地方公営企業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰出基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性などから独自に繰入する基準外繰入金がある。
汚水資本費	管きょ施設を含む汚水処理施設の建設費のうち、使用料として回収すべき費用。
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1 m ³ あたり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。
か行	
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
企業債残高対事業規模比率	事業規模に比して企業債残高（一般会計負担分を除く）がどれくらいあるのかを見る比率。
繰入金（繰出金）	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金（町民の税金）のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。
繰出基準	総務省から公営企業に対する一般会計からの繰出基準（一般会計が負担すべき経費）が示されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・繰出基準に合致する経費は基準内繰入と呼ぶ。 ・繰出基準に合致しない経費は基準外繰入と呼ぶ。
経営比較分析表	地方公営企業の経営の状況や施設の状況等の各種指標を経年的にグラフ形式で示したもの。経年比較や他団体との比較分析によって、経営の現状や課題を把握することができる。
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料により賄うことが原則。
減価償却費	土地を除く建物、備品、車両運搬具等の有形固定資産の価値は、時の経過に伴い減少するため、会計上の1期間において、費用として計上される当該有形資産の減少分の金額。
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
公共下水道	主として市街地における下水を排除または処理するために市町村が管理する下水道。広義では特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道も含み、狭義ではこれらは含まない。

広域化・共同化	効率的な事業運営を目的に、複数の汚水処理施設の統合や、運営・管理を一括で行うことを指す。
さ行	
施設利用率	施設の一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。一般的には高い数値であることが望ましい。 (算式) 晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100%
指定管理者制度	地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社やその他の団体に委託することができる制度。施設の管理、運営に民間のノウハウを導入することで、効率化を目指す。
資本費	借り入れた地方債の元利償還金と取扱諸費の合計に相当するもの。企業会計方式を採っている場合、資本費は減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費が相当する。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る地方債償還金などの支出と、その財源となる収入。
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。
収益的収支比率	総収益/(総費用+地方債償還金)×100 で計算され、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。
浄化槽	各家庭、小規模団地等にて、し尿や生活雑排水を浄化し排出するための施設。
使用料	下水道の維持管理等の経費に充てるため、条例に基づき使用者から徴収する使用料。
使用料単価	使用料の対象水量 1 m ³ 当たりの使用料収入で、使用料の水準を示す。 (算式) 使用料÷年間総有収水量 円/m ³
水洗化率	下水道の処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合。
全県域汚水適正処理構想	県内市町村全域の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に進めるため、地域特性等を考慮して、公共下水道、農業集落排水施設、及び合併処理浄化槽の各種汚水処理施設の特長を活かした整備区域を設定する構想。県内の全市町村が一斉に策定し、県が県全体の構想として取りまとめる。
ストックマネジメント計画	長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行い、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした管理を最適化することを目的とした計画。

た行	
他会計繰入金	一般会計繰入金のことを指す。
地方公営企業	<p>地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業。企業として合理的、能率的な経営が求められ、租税ではなく提供するサービス等の対価である使用料収入によって運営される。</p> <p>法令により地方公営企業として運営することが義務づけられている上水道、鉄道、電気、ガス等の事業のほか、その他の事業でも条例により任意で地方公営企業として運営することもできる。</p> <p>一般会計が現金主義・単式簿記方式を採っているのに対して、地方公営企業は企業会計方式により経理が行われる。</p>
長期前受金(戻入)	償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金等について「長期前受金」として負債に計上し、耐用年数に応じて毎事業年度「長期前受金戻入」として収益化する。
は行	
PFI	民間のノウハウを活用し、公共施設等の整備、運営等を行う手法である。PFI (Private Finance Initiative) は民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法。
PPP	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP (Public Private Partnership : 公民連携) と呼ぶ。PFI は、PPP の代表的な手法の一つ。
包括的民間委託	従来の仕様発注に基づく業務委託と違い、民間業者に対して施設管理に放流水質などの一定の性能の確保を条件として課す性能発注方式。運転管理方法等の詳細や電力、水道及び薬品等の調達や補修の実施など民間業者の業務範囲を増やすことにより、民間活力を導入し維持管理コストの縮減を図る手段の一つ。
や行	
有収水量	使用料徴収の対象となる水量。
ら行	
流域関連公共下水道	流域下水道に接続して下水を流す公共下水道。
流域下水道	二つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が管きよの一部及び処理施設の設置管理するものをいう。
ライフサイクルコスト	施設・設備における新規整備、維持、修繕、改築等を含めた生涯費用の総計をいう。

